

公益財団法人横萬育英財団

役員等の報酬及び費用に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、公益財団法人横萬育英財団定款第13条及び第28条の規定に基づき、役員等の報酬及び費用に関し必要な事項を定めることを目的とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることとする。

(定義等)

第2条 この規程において掲げる用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 役員等とは、役員及び評議員をいう。
- (3) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (4) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤手当、旅費（宿泊費を含む。）及び手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支払)

第3条 役員等には、理事会、評議員会、奨学生選考委員会、奨学生面接懇親会その他の会議への出席1回につき、次条第1項に定める額を報酬として支給することができる。

- 2 監事には、前項に定める額のほか、年額として次条第3項に定める額を報酬として支給することができる。
- 3 役員等の申し出により報酬を辞退する場合は、前2項の規定にかかわらず報酬を支給しないことができる。
- 4 使用人兼務の理事に対しては、使用人の職務の対価として別に定めるところにより給与・賞与等を支払うことができる。ただし、当該理事が使用人の職務の対価として給与・賞与等の支払いを受ける場合には、第1項に係る報酬を支給しないことができる。

(報酬等の額の決定)

第4条 役員等の会議等出席に係る報酬の額は、1回につき1人15,000円（源泉所得税控除後の金額）を限度として評議員会で決定する。

- 2 役員等の特別な職務執行に係る報酬の額は、1回につき1人5,000円（源泉所得税控除後の金額）を限度として評議員会で決定する。
- 3 各監事の報酬の年額は、1事業年度につき、1人20,000円（源泉所得税控除後の金額）を限度として評議員会で決定する。

(報酬等の支給方法)

第5条 役員等の報酬は、その金額を通貨で、直接本人に支給する。ただし、役員等が報酬の全部又は一部につき自己の預金への振込みを申し出た場合には、その方法によって支払うことができる。

- 2 報酬は、法令の定めるところにより控除すべき金額等を控除して支給する。

(費用)

第6条 役員等がその職務の執行に当たって負担し、又は負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

- 2 役員等が会議に出席した場合及び特別な職務執行をした場合は、別に定める基準に従って交通費を支給する。

(公表)

第7条 本財団は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を経て、別に定めるものとする。

附則

この規程は、本財団が公益認定を受け移行の登記をした日（平成24年4月1日）から施行する。